

平成25年度 事務事業評価調査〔ソフト事業〕

事務事業コード

21231002

平成25年度作成

平成24年度
実施事業

事務事業名

ごみ収集運搬業務委託事業

区分	No	名称
章	2	自然とともに暮らすまち
節	1	環境への負荷の少ないまちをつくる
施策	2	循環型社会の構築
小分類	3	一般廃棄物の適正処理
主要な施策	1	①ごみ処理施設の適正な維持管理の推進
事務事業番号	002	事業開始年度 平成 12 年度 事業終了年度 平成 ー 年度 会計種別 一般会計

部 名	市民生活部	グループ名	環境対策室環境対策グループ
-----	-------	-------	---------------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	家庭ごみの収集を効率的に実施することにより、適正なごみ処理を行い、良好な生活環境の維持を図ることを目的とする。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成24年度の実績を具体的に記入してください)
	<p>家庭から出される「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」の収集・運搬業務を民間事業者への委託により実施した。</p> <p>【事業実績】</p> <p>ごみステーション数 1,628カ所（平成25年3月末）</p> <p>収集日 月曜日～土曜日</p> <p>収集回数 燃やせるごみ 週2回 燃やせないごみ・有害ごみ 月2回</p> <p>資源ごみ 週1回 粗大ごみ 年2回</p>
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	収集を効率的に実施するため、引き続き、家庭ごみの収集・運搬を民間事業者に委託する。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例 ごみステーション設置管理等に関する要綱

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H23年度 決算	H24年度 決算	H25年度 当初予算	H26年度 見込	H27年度 見込
国庫支出金	名称	千円					
道支出金	名称	千円					
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	118,650	118,650	118,650	118,650	118,650
事業費 合計			118,650	118,650	118,650	118,650	118,650

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	23年度 実績	24年度 実績	25年度 目標	26年度 目標	27年度 目標
成果指標	① 家庭系一般廃棄物収集量（年間）	t	目標値	10,550	10,491	10,432	10,373	
			実績値	10,980	10,168			
	②		目標値					
			実績値					

比較		《 Check 》
平成24年度実施以前又は実施中に見られた課題、問題点等	左記の解決に向け行った取組や対策、工夫等	
一般家庭から分別区分毎にごみステーションに排出された廃棄物を民間事業者へ委託し、適正・安全・迅速にクリンクルセンターまで収集運搬することにより、市民の清潔な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っている。	今後についても、効率的な収集を行い、適正なごみ処理を継続していくため、家庭ごみの収集・運搬業務を民間事業者へ委託していく。	

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《 Check 》

1. 事務事業の妥当性について		
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 市が主体に行うべき事業である	判断理由及びその他所見 一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬しなければならない（根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2）ことから、事業実施は妥当である。
	<input type="radio"/> ② 民間（事業者、市民団体等）でも実施可能である	
	<input type="radio"/> ③ 国、道、他団体等との連携や広域化が可能である	
	<input type="radio"/> ④ 国、道、民間等の事業と重複・類似している	
2. 事務事業の必要性について		
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 市民、団体等から具体的な要望がある	判断理由及びその他所見 一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬しなければならない（根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2）ことから、事業実施は妥当である。
	<input type="radio"/> ② 市民アンケートの結果から必要性が高い	
	<input type="radio"/> ③ 社会情勢、地域事情等から必要性が高い	
	<input type="radio"/> ④ 市民の大部分が関連することから必要性が高い	
3. 事務事業の効率性について		
事業内容とコスト（事業費）のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 低予算、少労力で高い効果をあげている	判断理由及びその他所見 一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬しなければならない（根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2）ことから、事業実施は妥当である。
	<input type="radio"/> ② 市で実施するほうが民間委託より効率性が高い	
	<input type="radio"/> ③ 多額の経費や労力を要するがやむを得ない	
	<input type="radio"/> ④ 将来的に効率性を向上できる	
4. 事務事業の成果について		
目的を達成するための成果はあがっていますか？	<input type="radio"/> ① 成果指標の向上が見られる	判断理由及びその他所見 一般家庭からの廃棄物の収集運搬を適正に実施することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に貢献している。
	<input type="radio"/> ② 市民、団体等の声から成果を感じられる	
	<input type="radio"/> ③ 目に見える形で成果があがっている	
	<input type="radio"/> ④ 成果の把握は困難である	

①担当グループによる評価 《 Check 》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬しなければならないと、この事業を民間へ委託しているものであることから、維持する必要がある。
----	----------------------	---

②行政評価会議による評価 《 Check 》

維持	備考	
----	----	--